

中国農地制度の展開過程に関する研究

范 為 仁*

目 次

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 1. はじめに | 2) 集団所有制下における土地請負制の問題と規模拡大の模索 |
| 2. 農村改革までの中国農地制度の展開 | 3) 農村労働力大量流出の行き詰まりと規模拡大の抑制 |
| 3. 農村改革以降の中国農地制度・農家経営制度の推移 | 4. むすび |
| 1) 各戸請負制の実施と二段階（双層）経営体制の形成 | |

1. はじめに

中華人民共和国成立以降における中国の農地制度および農業経営形態は、①土地改革期（1950～52年）における農民所有・農民経営、②合作・集団化期（1953～55年）における農民所有・集団経営（互助合作組、初級合作社段階）、③人民公社期（1956～78年）における集団所有・集団経営（高級合作社段階から人民公社まで）、④農村改革期（1979～）における集団所有・農家請負経営という展開をたどってきた。

その結果、農家請負経営は広く定着するとともに、その過程で農地利用の流動化によるさまざまな規模拡大の動きが各地にみられるようになった。これに対応して、今日、「農村土地請負法」が必要視されているものの、いまだ制定を見るまでに至っていない。最大の理由は、計画経済体制の下で形成された農地の集団所有に基づく農家請負経営を、如何にして社会主義市場経済体制に適合的な形で再編していくかという法制度上はもとより政治的にも困難な課題を抱えているからである。

ちなみに1990年代に入り、国有地に対しては利用権市場の育成と成長が促進された。しかし、農地市場に対するそれはほとんど進展が見られない。また、農地の他用途への転用の増大により、中国の「人地矛盾」（人が多く、土地が少ない）は一層エスカレートした。加えて農村においては農家の人口増加に見合う「平等主義」の原則に基づく請負地の再分配が頻繁に行われているため、経営規模がますます縮小する傾向にある。他方、市場経済体制の下では、農業経営の効率が要求される。とりわけ、WTO加盟が実現すれば、経営効率の向上が一層要求されることになろう。

しかし、長期に及ぶ計画経済体制のもとで、都市と農村という二元構造が形成され、農村の余剰労働力は簡単に農業、農村から転出することができない。それどころか、近年、一時的に他産業へ転出した農村余剰労働力の逆流現象すら見られるようになった。農村における請負地を放棄した農

* 東北大学大学院農学研究科資源環境経済学専攻経営情報学分野DC1年

民が極度な貧困状態に陥っているという現象もある。これは農民大国の中国にとって単純な経済問題だけではなく、看過できない政治問題であり社会問題でもある。

農地制度の構築をめぐる、農村改革以前の中国では社会主義的戦略と資本主義的戦略の論争が展開された。改革以後も大規模経営論に対する家族経営論という形で論争が展開された。こうした論争は必ずしも分かり易い形で展開されてきたわけではない。しかし、基本的な論点は公平と効率の対立であったとみることができる。最近はまだ、どちらかといえば効率の視点に立った大規模経営論が政策的に抑制され、農業産業化経営論が登場している。

本稿では中国における農地制度のあり方を検討する予備的作業として、中国農村における農地所有や利用をめぐる歴史的な展開過程を整理し、今後検討すべき課題を明らかにしてみたい。

2. 農村改革までの中国農地制度の展開

中国は、解放後すぐさま土地改革（1950年～1952年）を行い、農民所有に基づく農民経営を実現しようとした。ところが、改革後、農地の売買・賃貸借さらには農地の抵当権などが認められた結果、農村では農地の流動化による農民階層の変動が生じ、一部の地域では「両極分化」の動きすら見られるようになった。

土地改革終了時における全国21省 1万4334戸についての抽出調査によれば、改革完了時には、中農が農家戸数の36%弱、貧農・雇農が57%を占めていた。富農は4%弱と少なかった。しかし、1954年末には中農が62%に増大し、貧農・雇農は29%、富農は2%といずれも減少した。いわゆる中農肥大化傾向が広く進展したのである（注1）。

また、湖南省、湖北省、江西省の抽出調査によれば、土地を売却した農家が全体の1.29%占め、これによって一部の中農が貧農に転落し、一部の貧農が農村労働者になった。湖南、湖北、江西、広東における16の郷の調査によると、1953年の負債累積農家は総戸数の約10%を占め、1952年の2倍になった。また貧農のうち約3分の1の世帯が債務を負っていた。黒龍江、吉林、遼寧の抽出調査によると、2054戸の農民のうち新富農が16戸、0.78%に増加していた。また、一部の地域では新富農が全体の4.6%に達するなど、両極分化の傾向すら認められた（注2）。こうした過程で、農民が置かれた困難な状況を打開すべく、農民の自発的な互助合作運動が各地で展開されるようになった。

他方で、朝鮮戦争が停戦した1953年から中国は旧ソ連の計画経済体制をモデルにして「一五」計画（第一次国民経済5ヵ年計画）を実施し、計画経済体制による重工業優先発展戦略が展開された。工業化のための蓄積資金を国家が農村から捻出せざるを得ないということも手伝って、当初の互助合作運動は農業の社会主義的改造、即ち初級合作社、高級合作社という合作化・集団化へと編成替えられ、最終的に人民公社へと結実した。その結果、農民の私的土地所有は否定され、集団所有制が確立された。しかし、集団所有・集団経営体制の下で、農民の生産意欲を首尾よく喚起できなかったため、経営の効率は低い水準に止まった。

さらに、人民公社初期においては膨大な過剰人口が農村に堆積していた。その後、1957年～78年にかけて、中国の人口は約3億人増加した。そのうち2億6000万人（注3）が農村の増加人口

であった。計画経済体制下で国家は雇用吸収力の乏しい重工業優先発展戦略をとったため、農村の余剰労働力を吸収することができなかった。この結果、この時期、国家は様々な施策を講じて農村人口の都市への流入を抑制した。具体的には、戸籍制度（注4）、糧油供給制度（注5）、都市就業制度（注6）、社会福祉制度（注7）などの制度が作られた。それらによって、都市と農村の分離は顕著になり、工業化と計画経済を特徴とする都市の経済体制と伝統農業と集団経済を特徴としている農村経済体制という二元的な体制が形成された。

注1) 数字は菅沼 [4] 205ページによる。

注2) データは蘇 [5] 30ページ, 28ページ, 32ページによる。

注3) 数字は「中共中央農業発展を加速させる若干問題に関する決定」（1979年9月28日）による。

注4) これについては、1958年1月に全国人民代表大会常務委員会91回会議において採択された「中華人民共和國戸籍登録条例」に規定されている。この条例の第10条第2項には公民が農村から都市に引越しをする場合、都市労働部門から発給された採用証明書、学校の入学許可書、或いは戸籍登録機関が発給された転入許可書を持参し、常住地の戸籍登録機関に戸籍転出手続きをしなければならないと規定されている。

注5) 1953年以後、食糧の統一買付・統一販売政策の下で中国は食糧・食用油計画供給制度を実行した。これにより農村出身者が都市で飯米を取得する可能性が排除された。

注6) 1950年代始め頃から労働採用制度が強化され、原則的に農村出身者が都市に就職することを禁じられた。

注7) 1951年2月に政務院が国営企業の従業者等都市部の従業者を対象者として「労働保険条例」を公布（1953年改正）した。農村出身者の場合は労働保険面の対象から除外された。

3. 農村改革以降の農地制度・農家経営制度の推移

1) 各戸請負制の実施と二段階（双層）経営体制の形成

70年代末からはじまる農村改革により、農家に対する各戸請負を中心とする多種類の生産量リンク請負責任制が実施された。その中心は土地の請負制であった。即ち、人民公社時代の集団所有・集団経営体制が集団所有、農家請負経営体制に転換された。つまり、土地の所有権は依然として集団に属するものの、国家の食糧買付に対する任務を達成する責任が付帯した農地の経営を農家が請負うことになったのである。

請負農地の分配方法は主に「一田制」と「両田制」に分けられる。このうち「一田制」は飯米田と責任田を分けずに農家が請負う方法である。具体的には3種類の方法がとられた。第1は、人口に応じて分配する方法で1984年の統計によれば、75%以上の旧生産隊がこの方法をとっていた。第2は、人口と労働力の割合に応じて分配する方法で、旧生産隊の20%がこの方法をとっていた。第3は、労働力に応じて分配する方法で約5%の旧生産隊がこの方法をとっていた（注1）。

つぎに、「両田制」は請負農地を飯米田と責任田に分けて農家に分配する方法である。飯米田は大多数が国家の食糧買付任務と集団留保（集団経済組織を運営するための費用）負担なしで、人口に応じて均等に分配し、責任田は主に労働力数に応じて入札という形で分配する方法である。もっ

とも1980年代前半頃まで両田制は一部の省で実施されたにすぎなかった。

各戸請負制の考え方は1950年代における合作化時期に端を発し、60年代に再び現れたことがあるが、いずれも「資本主義の復活」と見なされて禁止された。78年以降の三回目もすぐに認められたわけではなかった。それは社会主義集団経済に悪影響があるという懸念が持たれたからである。このため、81年10月に中共中央は全国農村活動会議を開き、各戸生産量リンク請負制はあくまでも社会主義集団経済の枠内での責任制であると定義した。1982年1月1日、中共中央はその会議の紀要を第1号の通達として全党に伝達した。そこで、各戸請負制は社会主義集団経済内部における経営の「段階」であるという合法的な位置付けを与えられた。この結果、83年末には全国農村で生産量リンク請負責任制を実施する生産隊が生産隊総数の99.5%に達した（注2）。

農村各戸請負責任制（各戸生産量リンク請負制）が普及すると、人民公社体制が農村経済発展の要求に適応できなくなり、人民公社体制を改革する必要が生じた。1983年1月に中共中央は『当面の農村経済政策における若干の問題』という通達を出し、各戸生産量リンク請負制と政社分立を実行するという形で人民公社体制の改革に着手した。人民公社時代の「政社合一」から政治（行政）組織と経済組織を分離し、それぞれ末端政権組織の郷政府と独立経営の合作経済組織が作られることになった。83年10月に中共中央と国務院は、政社を分離し郷政府を作ることに関する通達を出し、郷政府を作る活動が85年春まで全国的に展開された。この結果、全国で9.2万の郷（民族郷を含む）政府が作られた。広東省、雲南省は大隊或いはいくつかの大隊を単位として郷を作り、湖北省、山東省の一部が旧公社の管理区を単位として郷を作った。また、ほかの省、自治区、直轄市は基本的に旧公社を単位として郷を作った（注3）。

郷政府の設立と各戸生産量リンク請負制の実施により農村地域の合作経済組織も多様化した。これらはそれぞれ地域性を持ち、統一的に〇〇地域合作経済組織、或いは〇〇郷・村合作経済組織と呼ばれている。旧人民公社との根本的な相違は、単一の統一経営から集団統一経営と各戸請負経営という二段階経営体制に切り替わったことである。即ち、農家は生産と経営に責任を負うという意味で相対的に独立した経営体であるが、それに対して集団は灌漑、防除、育種、大農機具等の利用サービスを提供するといった体制が創られたのである。さらに集団に残された資産を管理・運営したり、郷鎮企業を経営するといったことも幅広く行われるようになった。

2) 集団所有制下における土地請負制の問題と規模拡大の模索

1984年1月1日に出された「中共中央1984年農村活動に関する通達」（「中共中央一号通達」）は農村土地の請負についてつぎのように規定した。①土地請負期間は一般的に15年以上とし、生産期間の長い果樹や開発的なプロジェクトに伴う植林、荒山、荒地等の請負期間はその限りではない。②集団の認可の下で土地が積極的な担い手農家に集中することを奨励し、請負地の経営を第三者に移転することを認める。しかし、勝手に集団との請負契約内容を変えてはならない。③請負地の経営を第三者に移転するにあたっては、農民の土地への投資に対して合理的な補償をする。即ち、土地の優劣についてランクを定め、或いは土地の優劣によって価格をつけ、請負地の経営が第三者に移転する場合の参考にする。つまり、移転にあたって有益費部分を支払うという意味での有償移転を認める。④自留地、請負地に対してはいずれも売買、賃貸借、宅地転用、その他の

非農業用地への転用を禁止する。

つまり、中共中央は土地の請負制を一つ長期的な政策として認め、それと同時に、請負地の有益費補償移転という形で意欲的な担い手農家へ農地利用が集積することを認可したのである。土地請負制による問題が顕在化しはじめていたことがその背景にあった。請負制の実施方法には多少の地域差が見られるものの、家族員数によって均等に請負地を分配する基本路線に変化はなかった。その結果、次のような問題が起こってきたのである。

- ①土地の細分化、畦道の増加、土地の浪費等による土地利用率の低下。
- ②分散錯圃で耕作に不便であることから補助労働時間が増え、労働生産性の向上が制限。
- ③地片が小さすぎて一部の地域では機械耕作が困難だけでなく、役畜さえも使用しにくいいため、人力で耕し、採種・植栽せざるを得なくなり、農業機械化の発展を阻害。
- ④地片が小さすぎて農業近代化の発展を阻害。
- ⑤農外産業の発展による、副業化・兼業化とも相まって農家の土地に対する投資意欲が減退し、耕作放棄も出現。
- ⑥土地経営規模が狭小で、農業生産が自給的な性格を強め、農産物の商品化率が低下（注4）。

こうした問題に対して、中央政府は土地の請負関係の安定化に対する必要性を強調すると同時に、以下のように指示した。

「長期的にみれば、あまりにも狭小経営規模は、農業のさらなる蓄積と技術レベルの向上にとって支障がある。現在、多くの地方では未だ経営規模を拡大する条件が備わっていないため、当面、機械耕作、灌漑、種子等に対して集団経済組織が共同のサービスを提供し、スケール・メリットを達成する。ただし、北京、天津、上海の近郊区、江蘇南部地区、珠江デルタそれぞれで一つか二つの県を指定して計画的に適正規模の家族農場、或いは合作農場を起こす。ほかの形での専門請負を作ることを模索しても構わない」（注5）。

こうした方針に基づき、特定農家に対して請負地の利用を集積する実験的試みが東部地域を中心に展開されることになった。土地利用集積の試みは様々な形態のものがあるが、以下では代表的な事例を紹介してみよう。

まず、北京市順義県で試みられたのは請負地再分配方式による利用集積である。具体的には、農家が請負うことを辞退した土地を集団が一旦回収して、改めて特定の農家や集団に請負わせるというやり方である。請負地を辞退した農家は、雇用と収入が比較的安定している郷鎮企業の従業者や自営業者、農地を経営することができない高齢者、長期的に畜産業、林業、果樹農業に従事する専業戸、などであった。ただし、村の集団は請負地を辞退した農家の飯米食糧供給と他産業への就職に責任を負っている。

広東省南海市で試みられたのは株式契約制と呼ばれる方式である。つまり、請負経営権のうち請負権を株に転換して農家に与え、一定の配当を支給する。経営権については集団が農家から買い戻し、改めて特定の農家や集団内の生産グループに有償で発注する。

浙江省で試みられたのは集団食糧倉庫と呼ばれる方式である。農家は請負権を手離さず、経営権のみを土地管理サービス組織を介して特定の意欲的な農家に移転する。ただし、請負権を持ってい

る農家は地方政府や村の集団がつくった食糧倉庫から飯米（口糧）を受けることができる。以上の3つの事例は、行政組織が指導的に関与する形で利用集積を図る方式である。その意味では行政指導型という特徴を有している。これに対して温州市等でみられた方式は、どちらかといえば市場原理依存型という性格が強い。

第1は、農民の自主的な意志に基づく有償・無償による請負経営権の移転である。中には請負経営権の出し手が受け手に委託料を支払うというケースもある。さらに、移転が集団を構成する地域の範囲を超えて行われる場合もある。つまり、農外雇用市場が拡大し、すでに農地が借り手市場に転じているからである。ただし、土地の集団所有という原則は維持されている。

第2は、農地の賃貸借という方式である。つまり集団が所有する荒地等条件不利な土地に限って入札により賃貸借させるという方式である。もっとも、農工間の所得格差が大きい温州市の場合、あえて条件が厳しい土地を借り手まで規模拡大をするという農家の出現はさほど見られなかった。

第3は、土地利用権の販売である。つまり、農家の請負需要が消滅した集団所有地について、長期の利用権を販売するという方式である。この場合も所有権は集団に帰属しているわけだから利用権の販売とはいってもその販売額は利用期間内の地代の合計であると考えてよい。したがって、長期に及ぶとはいえ、土地の賃貸借という意味では第2の方式と同様である。違いがあるとすれば、第2方式が借地を家族経営農家に限定しているのに対して、第3方式が農家の共同による借地やそれによる開発も認めている点である。

第4は、集団経済組織の1部門である農業社会化サービス組織が農民の請負地を再請負するという江蘇省南部地域にみられる方式である（註6）。いわば、集団経済組織が上から再請負するという形で規模拡大を図ろうとする試みである。

第5は第1表に表示したように東部地域を中心とした両田制の下で、責任田を入札等により請負うという方式である。当初責任田には、農家の買付任務に対する責任が付帯していた。しかしそれが消滅したあとの責任田の請負は、事実上賃貸借に近いものになりつつある。

第1表 1992年中国集団経済組織の土地経営状況

地域	「両田制」を実行している集団経済組織		請負移譲、耕地移譲の農 戸の割合 (%)
	数量(万個)	全国における割 合 (%)	
東部	115.8	68.1	76.9
中部	30.4	17.9	19.4
西部	23.8	14.0	13.7
全国	170.0	100.0	100.0

出所：中国農業部農村合作経済研究課題グループ：「中国農村土地請負経営制度及合作組織運行考察」，「農業経済問題」，1993年第11期。

さて、これまでみたように農村改革以降における農家請負経営はいまだ試行錯誤の段階にあるとはいえ、明らかに大きな変化の途上にある。その過程は必ずしも単純ではない。しかし、大まかにいえば、5つの段階に整理できそうである。

第1は、各戸生産量リンク責任制という形で集団所有権と請負経営権が分離する初期の段階である。

第2は、集団所有権、請負権、経営権といった3権が分離し経営権が流動化する段階である。浙江省の集団食糧倉庫方式がその典型であろう。ただし、その場合、経営権と切り離された請負権は飯米（口糧）請求権といった性格を強めている。

第3は、広東省南海市の株式契約制にみられるように請負権が株に転化するという形で飯米請求権が債権化（抽象化）しながら3権が分離し経営権が流動化するという段階である。

第4は、飯米請求権が集団の飯米供給義務によって代行され、集団所有権と請負経営権といった2権が分離し請負経営権が流動化する段階である。事例として北京市順義県の請負地再分配方式が上げられよう。この段階の請負経営権はもはや賃借権に移行する前段階とでもいべき性格を帯びていよう。

第5は、請負権の消滅を伴いながら請負経営権が賃借権に移行し、集団所有権と利用（用益）権が分離しかつ利用権が流動化する段階である。温州市にみられる請負経営権の自主的移転や農地の賃貸借、利用権の販売等の事例或いは江蘇省農業サービス組織の再請負、両田制の下での責任田の入札による流動化等がこれに該当しよう。

以上の段階は、農民の農地需要の減退や国家の食糧買付任務に対する責任の削減に伴い、請負権が飯米請求権もしくは単なる債券に転じながら次第に消滅し、経営権の自立化ひいては請負経営権の賃借権への移行が進むことを物語っていよう。さらにまた、集団所有権についても、生産隊の消滅以降、集団の実態が次第に空洞化し、それにともなって集団農地の管理権が行政組織に移行するといった傾向が強まっている。即ち、集団所有とはいえ、地域によっては実態的根拠があいまいな架空所有権的性格を帯びつつあるといった現実もみられるものである。温州市の事例にあったような集団を構成する地域の範囲を超えた請負経営権の移転はそのことを裏書きしていると言ってよい。

こうした傾向が急速に進むとすれば、権利意識が希薄化した請負経営権を全て農民から買い上げるといった形で所有権の所在を改めて確定するとともに、所有権と利用権といった2権分離を前提として農村土地請負法を制定することもさほど困難ではないであろう。しかしながら、いまだ大量の過剰人口を抱えている中国農村が置かれた現実からすれば請負経営権や請負権という農民によって生存の担保でもあり、村の一員たることのあかしでもある権利を放棄することは難しいであろう。

3) 農村労働力大量流出の行き詰まりと規模拡大への抑制

中国では農村に大量の過剰労働力が堆積し、その農外への流出が農地利用の流動化による規模拡大の前提である。中国農村の余剰労働力の流出に関しては、人民公社が崩壊し、農民の移動も自由になり、「出口」が開かれた一方、計画経済時代に形成された都市戸籍と農村戸籍の二重制度が依然として残っており、都市部への移住・就職は農民にとって制度的な障壁となっている。都市部への出稼ぎ農民は農業に従事しなくても、身分は相変わらず農民である。景気の悪化等で解雇された

ら農村に帰らざるをえない。農村における郷鎮企業も同様である。従業者の身分はやはり農民であり、農村経済組織のメンバーである。当然、土地の請負経営権を持っている。大多数の離農農民にとって、請負地は生産手段というよりも生存の担保という意味で社会保障という性格が強い。したがって、彼らは簡単に請負地を手離さないのが普通である。広東省「外来民工」（出稼ぎ者）293名に対するアンケート調査結果によると、わずかに2世帯だけが請負地を手離したに過ぎない(注7)。

さらに、1997年に生じたアジア金融危機は中国の郷鎮企業に多大な打撃を与え、農外へ転出した出稼ぎ者が農村へ逆流し、農村における「人地矛盾」を激化させた。このため、1997年8月27日、中共中央弁公庁、国務院弁公庁はともに「農村土地請負関係の更なる安定のための通達」を出し、その中で「両田制」を批判し、「それが農民の請負地を回収し、農民負担を加重し、適正規模経営（中国流の大規模経営）を推進する手段になってしまった」ため、「両田制を実施していないところでは、今後行わない」ことを決めた。この結果、農地利用の流動化による規模拡大は政策の後景に退くことになったかに見える。

ただし、最近の中国では①農地請負期間は更に30年間延長し、農民に対してより自主的な土地利用権を賦与すること、②土地請負期間内は「増人不増地、減人不減地」（家族人口が増加しても請負地を増やさず、家族人口が減っても請負地を減らさず）とすること、③「大安定、小調整」（基本的に請負地を安定させ、どうしようもない時に微調整をする）といった政策が展開されている。その特徴は、①集団所有制の下で、農民により長期で、安定した土地請負権を賦与すること、②人口の増加による集団所有地の均等再分配を止めること、である。これは、集団所有制の下で、小農を対象に実施されてきた公平な農地分配を抑制し、効率重視型の農地分配に切り換え始めたことを物語っていよう。換言すれば、労農連盟という視点から農民層分解を集団内部に封じこめようとしてきた中国の農政が、農村の安定に配慮しながらも農民層分解を徐々に容認する政策へ転換しはじめたと言っているのかもしれない。もちろん、社会主義公有制を堅持している以上、制度的に貧農を破産させて土地から追い出すわけにはいかない。そのための「調整」が必要とされているのである。農地利用の大規模な移転・集中は都市化と農民層の他産業への移転を前提にしている。効率重視といえどもしばらくは「調整」が続かざるを得ないであろう。

注1) [7] 1611ページによる。

注2) [3] 318ページによる。

注3) [3] 318ページによる。

注4) 畢 [1] 56～57ページを参照。

注5) 中共中央政治局 [8] による。

注6) [2] による

注7) 温 [6] による。

4. むすび

1997年中共中央弁公庁・国務院弁公庁の通達では、農家請負経営を変えないことを前提として、農業・加工業・貿易を一体化した産業化経営を発展させることが中国農業近代化の実行可能な路線

であると述べている。1998年、江沢民国家主席は全面請負制（大包幹）の発祥地安徽省を視察し、講話を発表した。その中で、家族経営基礎論を肯定し、農村経済体制改革の目標を掲げた。この目標は、「家族請負経営を基礎とし、農業社会化サービス体系、農産物市場体系及び国家の農業に対する支持保護体系を支えとして、社会主義市場経済の発展に適應する農村経済体制を建設する」というものである。それを受けて、1998年10月14日、中国共産党15期3中総会において「中共中央農業と農村活動における若干の重大な問題に関する決定」を採択した。その中で農村の二段階経営体制について全面的な分析を行った。その要旨は、家族請負経営を長期的に堅持しなければならず、家族請負経営が集団経済組織内部の経営段階であり、二段階経営体制の基盤であるというものであった。注目点として今までの正式文書で用いてきた「各戸生産量リンク請負制」という用語から「生産量リンク」というのを削ったことである。それは食糧過剰の下で事実上必要性を喪失したからということもあろう。しかし同時に、加えて市場経済体制に対応するため農家を国家のしほりから解放し、請負経営権を利用権に轉換しながら経営の主体として育成しようという姿勢をも示すものだという受け止め方もできる。ちなみに、安徽省における全面請負制（大包幹）は、計画経済の体制の下で農家にかなりの程度、経営権を与えるものであった。しかし、1984年からは再び集団統一経営を強調し、事実上全面請負制を否定してしまう傾向があった。統一の名目で農民の経営権を侵犯したケースも少なくなかった。したがって、98年の決定は「農家の土地請負権、生産主宰権、収益権を確実に保証し、農家を独立的な市場経済の主体にならしめなければならない」と強調した。そして、同決定は「二段階経営を安定させるのにもっとも大切なのは、土地請負関係を安定することであり」、「それは農村政策の基礎」であるとして、「土地請負期間を更に30年間延長する政策を貫徹し同時に農村土地請負関係の長期的な安定を確保する法律、法規の制定を急がなければ成らない」と指示した。

この決定の採択は中国の農地請負制度が長期的な制度になることを意味する。ただし他方で農村労働力の都市や他産業、部門への大量移転が短期間にはできないゆえ、こうした条件を無視した大規模経営の推進を控えることも示している。現在、農村労働力の移転を積極的に推進する条件をつくることは必要であるし、小城鎮の建設はその重要な一環である。しかし、それは簡単には進まない。したがって、当面、現在の小農経営を前提とした対応が必要になる。こうしたいわば公平と効率のせめぎ合いを調整するための政策的試みとしては打ち出されたのが農業産業化経営である。

農業産業化経営の理念は、生産の産地化、経営の複合化・多角化、サービスの社会化、管理の企業化であると言われている。すなわち、生産の産地化はそれぞれの地域が適地適作により競争力のある付加価値農産物の生産に特化し、これにより農業所得の向上を図ろうとするものである。経営の複合化・多角化は、単一品目の生産のみならず、豊富な労働力を活用して多くの品目を組み合わせた複合経営を普及すること、あるいは農産物の加工・流通過程も含めた経営の多角化を図ろうということである。換言すれば、これにより農業を単なる一次産業から二次・三次産業部門へと拡大し、雇用と所得獲得機械を増やそうということである。さらにまた、この中には農外の加工、流通企業と契約生産等により結合を強化し、アグリビジネス部門を全体として活性化させていくということも含まれている。サービスの社会化とは、資金や情報や技術といったサービスを農業部内に対

して広く提供するような取り組みを集団経済組織が展開し、政府としてもこれを支援していこうとするものである。

管理の企業化ということは、農業およびそれに関連する部門を対象として企業的な管理を行い、合理化・効率化を図っていくことである。現在の農業産業化経営の組織形態は、例えば、「関連会社＋主産地＋農家」、「合作経済組織＋農家」などさまざまな組み合わせが考えられるが、こうした組み合わせ全体を企業的に管理していくということである。特に、竜頭企業（機関車企業）は法人の身分で経営の企業化を牽引するとされている。

こうした農業産業化経営は、あくまでも一つの方向である。それはいわば、農業の産地化、農業からの関連産業興し、あるいは農業と関連産業の結合により農村の過剰労働力に就業機会と所得獲得機会を与えようとする政策である。しかし、根本的には農村労働力の他産業への大量流出がなければ、規模拡大はもちろん、農業産業化経営もスムーズには展開できないであろう。以上のような状況の下で、中国の農地利用やそれをめぐる権利関係については、しばらくの間試行錯誤を繰り返しながら、行政的・政治的「調整」を図っていかざるを得ないであろう。「農村土地請負法」がまだ制定を見ないのも、おそらく「調整」を抜きにした法制度化に向けての着地点がまだ不透明だという現実が存在するからに違いない。見方を変えれば、架空の集団所有に基づく土地請負権の公平な分配といった農民利害の調整システムを残しておく方が、農民層の不満を自らが帰属する集団内部に溶解させるという意味では効率的だという政治力学的事情が背景に秘んでいるのかもしれない。いずれにしろ今後は、そうした視点も視野に入れながら農地利用に関する法的枠組みを整備する上で必要な課題を、多様な事例調査を通して整理していくこととしたい。

引用文献

- [1] 畢宝徳「我国農村土地制度的現状与改革構想」, 本書編集委員会編『中国経済文庫・農業と農村卷』(上), 中央編訳出版社, 1996年
- [2] 陳東強「論中国農村の土地集中機制」, 『中国農村経済』, 1996年第3期
- [3] 当代中国的農業編集委員会『当代中国的農業』, 当代中国出版社, 1992年
- [4] 菅沼正久「農業合作化の時期の土地制度」, 山本秀夫, 野間清編『中国農村革命の展開』アジア経済研究所1972年
- [5] 蘇星『中国農業社会主義道路』, 人民出版社, 1976年
- [6] 温鉄軍執筆, 中国農業部課題報告「中国農村的小城鎮建設」, 1998年
- [7] 中共中央党史研究室, 中共中央政策研究室, 中華人民共和国農業部編『中国新時期農村的変革』(中央卷下), 中共党史出版社, 1998年
- [8] 中共中央政治局「農村改革を深く導こう」1987年1月22日採択
- [9] 中国農業部農村合作経済研究課題グループ: 「中国農村土地請負経営制度及合作組織運行考察」, 「農業経済問題」, 1993年第11期